

府中市地域公共交通活性化協議会規約

平成20年2月1日制定

平成31年4月1日改正

令和2年6月4日改正

令和4年12月23日改正

令和6年10月28日改正

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）

第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を広島県府中市府川町315番地に置く。

(業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。
- (5) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 住民又は利用者代表
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者
- (5) 自家用有償旅客運送を実施する団体
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (7) 中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (8) 広島県知事又はその指名する者
- (9) 道路管理者
- (10) 府中警察署長又はその指名する者
- (11) 学識経験者
- (12) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長1人

(3) 監査委員2人

3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び監査委員)

第7条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

4 監査委員は、協議会の出納監査を行い、結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 1 1 条 第 3 条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、第 4 条に規定する委員のほか協議会が必要と認めた者をもって構成する。

(書面決議)

第 1 2 条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議決を決することができる。

2 第 8 条第 3 項の規定は、前項の規定について準用する。

(事務局)

第 1 3 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、府中市建設部都市デザイン課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 1 4 条 協議会の運営に要する経費は、府中市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 1 5 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 6 条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、府中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年府中市条例第 3 0 号)の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第 1 7 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第 1 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 2 0 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和４年１２月２３日から施行する。

(経過措置)

２ 公共交通計画が作成されるまでの間、第３条第２号及び第３号に規定する協議会の事業については、これらの号の規定にかかわらず、「地域公共交通計画」とあるのは「府中市地域公共交通網形成計画」と読み替えて適用する。

附 則

この規約は、令和６年１０月２８日から施行する。